



第 95 号

内藤 卓
KCCN 理事
司法書士

登記による公示とプライバシーの相克

1. はじめに

会社や法人の登記事項証明書には、代表者の氏名のみならず住所も記載されています。また、不動産の登記事項証明書にも、所有者の氏名及び住所が記載されています。登記制度は、取引の安全を図る観点からの公示制度であり、会社等の代表者の氏名及び住所や、不動産の所有者の氏名及び住所は、取引上重要な事項であるとして、登記により公示されているものです。しかし、この公示に対して、「プライバシーだ。公示されたくない！」と唱える方々もいて、法制上も議論されることがあります。

2. 代表者の住所

経済界は、株式会社の代表取締役の住所が登記により公示されていると、テロ等により危害を加えられるおそれがあるとして、住所を登記事項から外すように永年求めてきました。果たして、これは、認められるべきでしょうか？

この点に関して、法務省は、「会社法上、株式会社の代表取締役の住所が登記事項とされているのは、訴訟手続上、普通裁判籍の決定及び送達の場合において重要な役割を果たしていること（民事訴訟法第4条第4項、第103条等）に典型的に表れているように、代表取締役の行為を特定するための情報として重要であり、代表取締役の住所を登記事項から削除することは、訴訟手続だけでなく、実際の取引に多大な影響を与える可能性が否定できないといった問題があることから、相当でない」（規制改革要望に対する法務省回答）という立場をとり続けてきました。

そして、先年の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においては、「代表者の住所を、登記事項証明書の記載事項から外してはどうか」が議論されましたが、同様の理由から、やはり記載事項として存続されることになりました。司法書士の立場からは、「公示」の方にやはり理があると考えるところです。

ただし、会社代表者等からDV等の犯罪被害を受けるおそれがあるとの申出があった場合に、登記事項証明書にその住所を表示しない措置を講ずることとされ、またインターネットにおける登記情報提供サービスによる閲覧においては、代表者の住所を表示しない措置がとられることになりました（令和4年9月1日施行予定）。

3. 旧姓併記

登記制度においては、「氏名」は、戸籍上の氏名を登記するというのが大原則です。芸名や通称を使用している場合、あるいは結婚後もビジネス上婚姻前の氏を「職称」として用いている場合であっても、それらを登記することはできませんでした。

ところが、男女共同参画社会の進展における様々な制度変更の一環として、商業・法人登記においては、平成27年2月以降、例外的に「旧姓併記」として、「婚姻前の氏」を併記することが認められるようになりました。大きな前進と言ってもよいと思います。

しかし、婚姻により氏を変更した方々にとっては、戸籍上の氏で登記すると、婚姻や離婚による氏の変更のたびに、変更の登記の申請が必要となり、その履歴が登記により公示されることがプライバシーの侵害であるとして、「『職称』のみの登記を認めよ」という立場も依然根強いものがあります。果たして、「職称」のみの登記は、認められるべきでしょうか？ 司法書士の立場からは、この点についても、上述の法務省回答の理が当てはまり、やはり「旧姓併記」が望ましいと考えるところです。

4. 結びに代えて

会社の「本店」は、主たる営業所を意味しますが、最近では、コワーキング・スペースで登記がされる等、営業所の実態がないケースが増えています。そういった社会情勢の中、代表者の住所が登記されず、代表者の氏名も「職称」が認められることになると、会社と取引をした結果、損害を受けて、会社やその代表者に対して損害賠償請求をしようとする人々にとっては、会社の実体は何もわからず、途方に暮れることになってしまいます。登記による公示の制度は、そのようなことにならないように、会社の重要事項を公示して、取引の安全を図ろうとするものです。「プライバシー」といえば、「保護すべきだ」に流れがちですが、会社という法人格を利用して取引をしようとする人にとっては、「住所」や「戸籍上の氏名」を公示することは最低限甘受せざるを得ないものであると思われまます。「登記による公示とプライバシーの相克」は、今後も長く問題として取り上げられ、議論が続けられるものと思われまますが、私も、司法書士の立場から、適時かつ適切に意見を述べて行きたいと考えています。

以上

(2022年2月)